

令和 5 年度

旭川市の除排雪と地域総合除雪体制

旭川市土木部

旭川市の除排雪～地域総合除雪体制

半年近くの長い間を雪と共に暮らす旭川市民にとって、安全で快適な冬道の確保は市民生活や経済活動を営む上でたいへん重要なものとなっています。少子高齢社会の進展や除雪の担い手の確保のほか、気象状況の変化への対応など、除排雪をとりまく環境はより厳しさを増しており、「市民・除雪企業・行政」がそれぞれの役割を担い、連携しながら協働により雪対策を進めることが必要です。

地区除雪連絡協議会の設置

本市では、地域総合除雪体制として、市内を9つの地区に分け、市民・除雪企業・行政の三者で構成する地区除雪連絡協議会を設置しています。

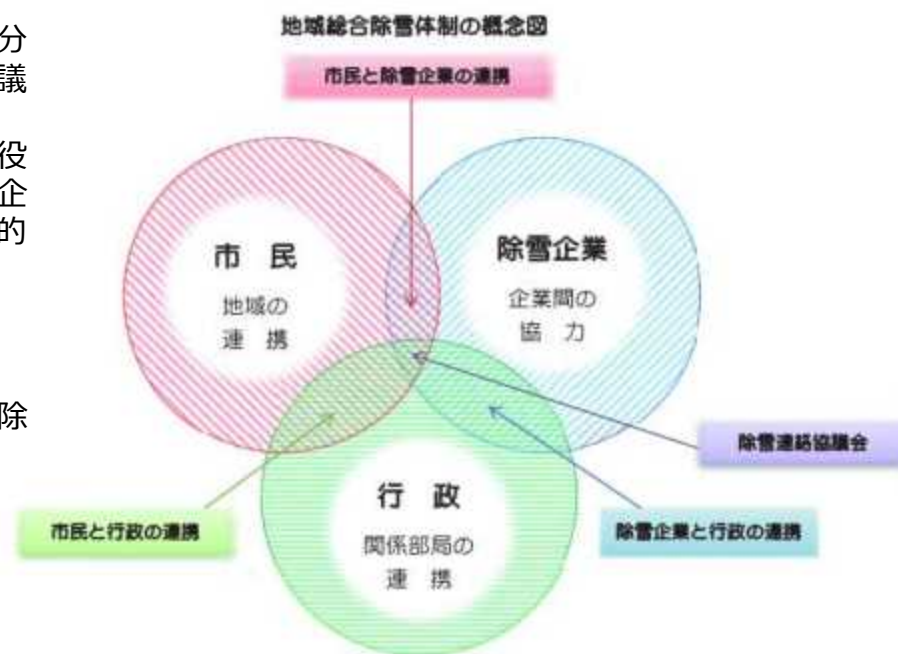
地区除雪連絡協議会には、市民の代表として市民委員会の役員や町内会長などが参画し、地域での除排雪の考え方や除雪企業の作業方法などについて協議することで、効率的かつ効果的な除雪作業の実施に努めています。

除雪センターの設置

市内を4つの地区に分けて業務を委託し、作業基地となる除雪センターを設置しています。

○除雪センターの役割

- ・ 除排雪作業計画の策定及び出動指示
- ・ 気象情報の把握と予測及び毎日の降雪量の測定
- ・ 企業と地区除雪連絡協議会など市民との連携や連絡調整
- ・ 地域住民の問合せ窓口



旭川市の除排雪～地域除雪活動

旭川市では、行政による地域への協力・支援を行いながら、地域の住民が一体となって市民協働で雪の課題に取り組む地域除雪活動を推進しています。



どうして地域除雪活動が必要なの？

市民ニーズの多様化や除雪マナーの低下、除雪の担い手や地域の雪押し場の不足など、地域の雪の課題が多くなってきているため、市民・企業・行政がお互いに連携し協力し合いながら、地域で一体となって取り組むことで、地域の連帯感や豪雪時などの防災力の向上、地域の助け合いによる除雪の担い手確保などが図られます。



地域除雪活動ってどんなことをするの？

- パトロール・説明会など除雪の啓発活動
- 地域の雪押し場の確保
- 小型除雪機などを活用して地域内を除雪
- 歩道などの砂散布
- 住民が協力して除雪弱者の自宅周辺を除雪など

冬みち市民パトロールの実施

継続

- 三者合同パトロール
 - ・「道路への雪出し」や「路上駐車」について、町内会・除雪センター・旭川市の三者でパトロール
 - ・モデル路線を設定して1～2月に月一回程度実施
- ※モデル路線の町内会には後日連絡しますので、御協力をお願いします。

地域の雪押し場の確保

継続

- 雪押し場としての公園利用
 - ・町内会や市民委員会単位で一定のルールを定めた覚書を取り交わすことで公園への雪入れが可能
 - ⇒雪入れは人力のみで機械投雪禁止
 - ⇒利用団体が定期的にパトロールを実施
 - ⇒融雪作業やごみ清掃などを実施
- 【お問い合わせ】公園みどり課 25-9705
- 地域の雪押し場としての空き地確保
 - ・町内会や市民委員会で空き地の所有者と協議の上、無償で借用できる場合に道路除雪の雪を堆積
- ※除雪作業の都合で使用しない場合があります。
- 【お問い合わせ】土木事業所 36-2244

旭川市の除排雪の計画と予算

除排雪先進都市

持続可能な除排雪体制の構築に向けた取組

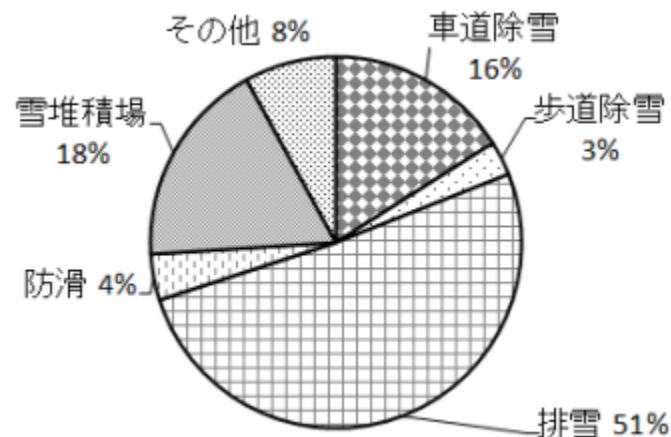
- 令和5年度除雪予算 35億2,150万円
- 生活道路の排雪2回を継続
- 除雪DX※の推進

[令和5年度の除雪計画]

車道除雪延長	約2,135km
歩道除雪延長	約580km
排雪延長	約1,538km
除雪費	約35.2億円
市民一人当たりの除雪費用	約10,900円
一世帯当たりの除雪費用	約19,800円

※DX：デジタルトランスフォーメーションの略。環境や時代の変化に対応するため情報技術を活用し、業務やサービスを変革させること

[令和5年度除雪事業（35.2億円）]



除雪費の半分を排雪費用が占めています。
その年の排雪量が除雪費に大きく影響します。

旭川市の除排雪基準

[除排雪基準]

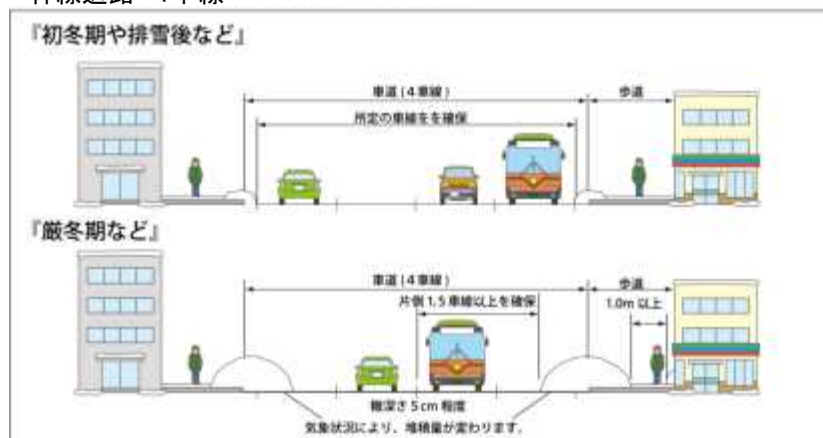
●幹線道路 バス路線など 交通量の多い道路	・新たに降り積もる雪の深さ10cmを目処に除雪出動 ・定期的にわだち削りを実施 ・道路幅員が狭くなり所定の幅員を確保できなくなった場合は排雪作業を実施【基本3回】
●生活幹線道路 ●生活道路 交通量の少ない 住宅地の道路	・新たに降り積もる雪の深さ15cmで車両走行に支障が生じると予想される場合に除雪出動 ・30cm程度の圧雪路面で管理 ・圧雪路面を削り取る雪割除雪を実施 ・雪割除雪により道路幅員が狭くなり堆積スペースがなくなるため、排雪作業を実施【基本2回】
●歩道	・中心市街地や通学路などで通行できる幅が2m以上の広い歩道で実施 ・新たに降り積もる雪の深さ10cmを目処に出動

[その他の作業]

●防滑（砂散布）	・滑りやすい坂道，幹線道路の交差点や横断歩道にスリップ事故防止効果の高い粗めの砂を散布
●通学路対策など	・通学児童などの安全確保のため学校周辺部や通学路交差点などの除排雪の強化 ・小中学校の周辺を優先して除雪作業を実施

≫ 路線ごとの除排雪水準

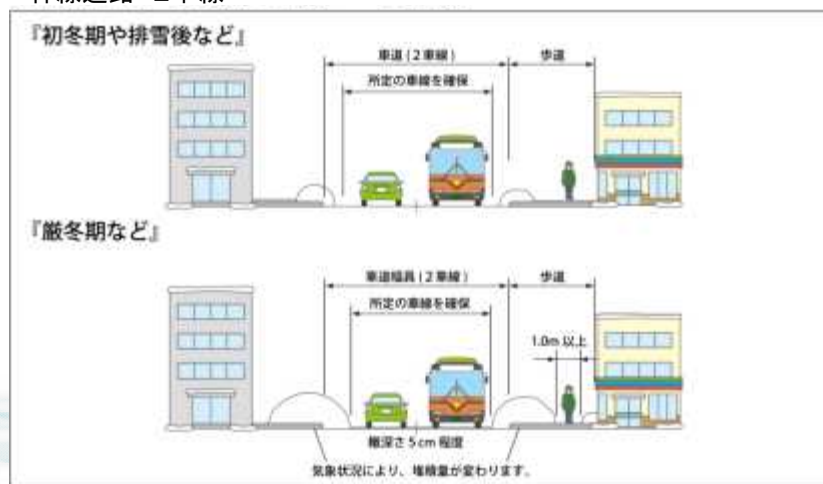
幹線道路 4車線



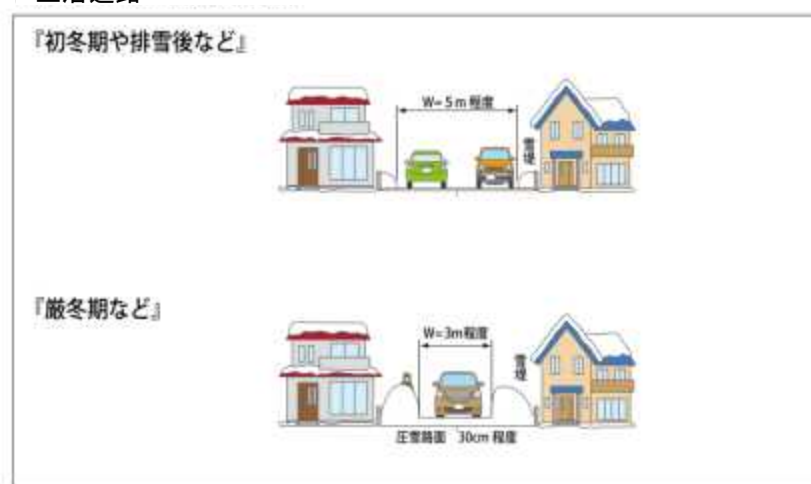
生活幹線道路



幹線道路 2車線



生活道路



上記の基準で管理することが困難な道路は、特殊道路除雪路線として、必要に応じて除雪作業を実施します。

旭川市の除雪に関する支援制度

タイヤショベル・ダンプトラックの貸出し **継続**

- 自主的に道路の除排雪を実施する町内会などにタイヤショベル又はダンプトラックのどちらか一方を無償貸出します。

- ・ 期間 12月20日～3月20日
1シーズン1回
- ・ お問い合わせ
該当地区除雪センター
- ・ 受付時間 9:00～17:00



小型除雪機等の貸出し **継続**

- ボランティアで高齢者や障害のある方の住宅内の除雪をされる方、又は自主的に道路を除雪される町内会に対し、小型除雪機や移動式小型融雪機を無償貸出します。

- ・ 期間 12月20日～3月20日
1シーズン2回まで
- ・ 燃料費、電気代の負担
ボランティア ⇒ 市負担
道路除雪 ⇒ 利用者負担
- ・ 申請方法
雪対策課に電話で予約状況確認
使用希望日の7日前までに
持参又は郵送により申込書提出
- ・ お問い合わせ
雪対策課 25-6225



住宅入口に雪を残さないよう配慮する制度 **継続**

- 高齢者（80歳以上又は70～79歳で要支援1以上か同程度の方）及び身体障害者手帳1・2級の方で構成される世帯で、自分や家族で道路除雪作業後に残される雪の処理が困難な場合に、住宅出入口部分の道路上の歩行通路幅に雪を残さないよう配慮する制度です。
- ・ 申請・認定に関するお問い合わせ(今年度の申請受付は終了しました)
70歳以上の高齢者（長寿社会課25-6457）
70歳未満の身体障害者（1・2級のみ）（障害福祉課25-6476）
- ・ 除雪作業に関するお問い合わせ（土木事業所36-2244）
- ・ 地域の方が実施する取組に関するお問い合わせ
（長寿社会課25-6457）

高齢者等屋根雪下ろし事業 **継続**

- 高齢者等が居住する家屋の屋根の雪下ろしを自力や家族などで行うことが困難な場合に、非課税世帯に対し、雪下ろしとそれに伴う排雪などにかかる費用の一部を助成（長寿社会課25-6457）

福祉除雪サービス事業 **継続**

- 除雪が困難な方が対象で、有償ボランティアにより玄関前から道路までを除雪する事業（社会福祉協議会90-1449）

旭川市住宅雪対策補助制度 **継続**

- 融雪施設設置工事、雪対策のための住宅改修工事に要する費用の一部を市が補助する制度（建築総務課25-9708）

>>令和5年度の取組

[1]除排雪事業の業務体制(1/2)

除雪センター機能の更なる集約と充実 **拡充**

- 除雪センターの管理機能の集約と充実を図るため、電話連絡や相談窓口を「主センター」で受付します。
- 支所センターの開設期間の短縮
 - ・ 合理的な除雪センターの運営に向け
⇒開設期間を12月1日から排雪完了時期までに見直し
 - ・ 「支所センター」への電話連絡は「主センター」に転送され各地区の担当に引き継がれます。(中央地区で24時間対応)

主センター ⇒ 開設時間内はセンター職員が常駐
支所センター ⇒ 現地対応のため不在の場合あり
※悪天候が予想される場合は夜間にも人員配置

- 要望処理の正確性向上のため通話録音を継続実施
- 除雪センターに作業後の仕上がりの確認や雪出しを含めた道路状況の確認などを行うパトロール専任の職員を配置し現場機能を強化します。

除雪センター
開設

除雪センター
閉鎖(業務完了)

【除雪センター開設期間(時間)及び連絡先】

地区名	区 分	住 所	相談窓口電話番号	11月10日 ～19日	11月20日 ～30日	12月1日～3月上旬	3月上旬 ～3月31日
中央地区	●主センター	亀吉1の3 亀吉雨水ポンプ場内	中央 21-6764 豊岡・東旭川 37-6764 東光 37-7764	8:00～17:00	24時間体制		8:00～17:00
豊岡・東旭川地区	○支所センター	豊岡7の8 愛宕富士住民会館内				8:00～17:00	
東光地区	○支所センター	東光22の8 東光スポーツ公園球技場管理棟内					
神楽・緑が丘・西神楽地区	●主センター	神楽3の7 クリスタルパーク管理事務所内	神楽・緑が丘・西神楽 60-1764 神居 69-5764	8:00～17:00		5:00～22:00	8:00～17:00
神居地区	○支所センター	忠和3の7 忠和地区会館内				8:00～17:00	
北星・江丹別地区	●主センター	花咲町1 花咲スポーツ公園テニスコート管理棟内	北星・江丹別 46-7764 春光・春光台・鷹の巣 46-8764 末広・東鷹栖 58-4764	8:00～17:00		5:00～22:00	8:00～17:00
春光・春光台・鷹の巣地区	○支所センター	春光台3の5 春光台地区センター内				8:00～17:00	
末広・東鷹栖地区	○支所センター	末広1の12 末広八区会館内					
永山・新旭川地区	●主センター	永山6の18 永山中央公園管理事務所内	永山・新旭川 49-7764	8:00～17:00		5:00～22:00	8:00～17:00

※塗りつぶし部分が各期間における開設時間帯です。

》令和5年度の取組

[1]除排雪事業の業務体制(2/2)

オペレータの確保と育成

拡充

- 除雪車両の運転免許取得支援の拡充
- ・除雪の担い手育成のため、除雪関係業務を受託した企業に、大型特殊免許や大型免許の取得費用を助成
- ・制度の対象に建設機械運転技能講習費用を追加

ICT※の活用による除雪DXの推進

拡充

- 除雪作業の省力化や効率化による生産性の向上
- 除排雪作業の安全性の向上による働きやすい環境づくり
⇒雪見パトロールなど省力化に向けた積雪センサーの実証実験
⇒西神楽郊外の除雪トラックに映像鮮明化装置を導入

◆積雪センサー 実証実験



◆除雪車両への映像鮮明化装置の設置

- ・視界不良時（ホワイต์アウト）における除雪作業のサポートに



※ICT：情報通信技術

生活道路の排雪強化

継続

- 生活道路の排雪2回
- ・令和5年度も当初から予算を確保

路面管理手法の検証

継続

- 圧雪路面を薄く管理する取組を試行的に実施
- ・4統合地区に1箇所モデル地区を設定
⇒令和5年度も試行と検証を継続

日中除雪の検討

継続

- 除雪作業を試行的に日中に実施
- ・作業方法、時間帯、安全性の確保について検討
- ・夜間と日中の業務体制確保が課題
⇒令和5年度も試行と検証を継続

学校周辺の除排雪強化

継続

- 始業式前までに学校周辺の排雪や全市一斉の歩道除雪を実施
- 卒業式に合わせ学校周辺の通学路等の一部路線において排雪を実施

》令和5年度の取組

[2]除雪の見える化(情報発信の充実)

除雪状況や排雪予定をHPやSNSで発信 **継続**

除排雪に関する様々な情報をホームページやSNSで適時配信しています。

除雪車両の走行経路の公開



深夜から早朝にかけての新雪除雪作業について、除雪車が走行した経路を公開

除排雪状況の公開



暮らしのアプリ



生活道路の排雪計画を公開



除雪オペレータ動画 (HP・SNSで配信) **新規**

除雪に関する周知動画を制作したので是非御覧ください。ホームページやSNS※で公開しYouTubeで配信しています。



- 旭川市の除雪体制などを紹介
- ・各種イベントや説明会などで活用



- 旭川の冬道を守る除雪オペレータPR動画
- ・各種イベントや除雪企業のオペレータ教育に活用



- 除雪オペレータを目指す方に初級から一歩進んだ心構えを紹介
- ・除雪企業のオペレータ教育に活用

※SNS：会員制交流サイト (X(旧Twitter), facebook, LINEなど)

》令和5年度の取組

[3]除雪マナーの向上

旭川市雪対策基本条例の制定

新規

- 条例の目的
 - ・ 雪対策に関し市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、雪対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、雪処理のルールの遵守及びマナーへの意識を高め、雪対策に協働して取り組み、もって誰もが安心して暮らすことができる冬期の生活環境の確保に寄与する。
- 条例の主な内容
 - ・ 市民や事業者の「遵守事項」
 - 【義務規定】
敷地内の雪を道路に出してはならない。
河川等への投雪で流水に支障を及ぼしてはならない。
 - 【努力義務規定】
路上駐車について除雪作業の支障とならないよう努めるなど
 - ・ 道路や河川への雪出し行為に対する「指導及び勧告」
法令の罰則規定適用に繋ぐ前段の措置とし
「指導」や指導に従わない場合の「勧告」を規定
- 条例の趣旨と対応の考え方
 - ・ 雪処理のルールやマナーの市民意識の向上
 - ・ 周知啓発やパトロールなどの体制強化、関係機関とのスムーズな連携を強化

条例に基づく対応や体制

新規

- ・ 除雪機械による雪出し箇所や、特筆すべき内容がある場合などはマップに登録し、パトロールを強化します。



行政指導

パトロールの強化

継続

- ・ 除雪作業後の雪出し確認など、職員の早朝パトロールを実施します。

》令和5年度の取組

[4]市民意識の啓発活動

除雪相談会の実施

継続

本格的な除雪シーズンを迎えるにあたり、地域における除雪の課題を市民・除雪企業・行政が共有し、課題解決に向けて取り組むことのほか、除排雪業務に対する相互理解を図ることを目的として市内9地区で道路除雪の相談会を実施します。

各地区の開催日時は、右表をご覧ください。

(過去の主な相談内容)

- ・ 除排雪の作業や出勤などの基準の確認
- ・ 除雪時の雪の置き方の確認や改善要望
- ・ 作業方法の改善要望
- ・ 間口処理の確認や改善要望
- ・ 道路への雪出しに当たるかの確認
- ・ 道路への雪出し箇所の情報提供

・・・など

地区の除雪センター職員と本市担当職員が直接ご相談を受けます。

冬期の道路の除排雪について、日頃から不安に思っていることや苦労していること、疑問に思うことをお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ】土木事業所 36-2244

令和5年度 除雪相談会の日程・会場

地区名	開催日	会場
中央	11月27日(月) 13:00~17:00	6条通10丁目 市役所第三庁舎地下 第2・第3会議室
神居		神居2条9丁目 神居公民館 中会議室
豊岡・東旭川	11月28日(火) 13:00~17:00	豊岡3条3丁目 東部まちづくりセンター 会議室
春光・春光台・鷹の巣		春光台3条5丁目 春光台地区センター内除雪センター
東光	11月29日(水) 13:00~17:00	東光10条3丁目 東光公民館 第1・第2講座室
神楽・緑が丘・西神楽		神楽3条6丁目 神楽公民館 第3学習室
北星・江丹別	11月30日(木) 13:00~17:00	北門町8丁目 北星公民館 講座室
末広・東鷹栖	12月1日(金) 13:00~17:00	末広1条2丁目 末広公民館 講座室
永山・新旭川		永山3条19丁目 永山公民館 中会議室

除雪教室・出前講座の開催

継続

雪問題に対する市民の理解向上を図るため、除排雪基準や作業方法、ルールやマナーについて共有します。

- 除雪教室⇒小学生を対象（12月～翌年2月頃）
 - ・ 雪処理ルールや交通安全の講義、乗車体験など
 - ※ 12月中旬以降は除雪機械見学等は原則実施出来ません
 - 出前講座⇒町内会や企業などを対象（5月～10月）
 - ・ 除排雪基準や作業方法、雪処理ルールの講義
- 【お問い合わせ】雪対策課 25-6225

令和 5 年度 除排雪に関する市民アンケートの結果

アンケートの概要

【アンケートの目的】

本市の除排雪事業における令和 4 年度の評価や市民ニーズの把握を行うため

【調査方法】

令和 4 年度調査と同様にインターネット上に専用フォームを設け調査を実施しました。

併せて市内の町内会長等で構成される地区除雪連絡協議会会員に用紙を郵送し、回答を求めました。

- ・ 一般向け：広報誌，ホームページ，SNS，チラシ・ポスター，くらしのアプリ等で二次元コードを周知し，専用フォームで回答を受付
インターネット環境のない方向けに各支所，公民館等にて用紙を配布し，紙による回答も受付
- ・ 地区除雪連絡協議会会員向け：対象者に郵送にて用紙を配布（1,414件）し，返送を依頼
専用フォームによる回答も併用

【調査期間】

令和 5 年 5 月 31 日（水）から 7 月 10 日（月）まで

【回答数】

2, 019 件

【調査結果の表し方】

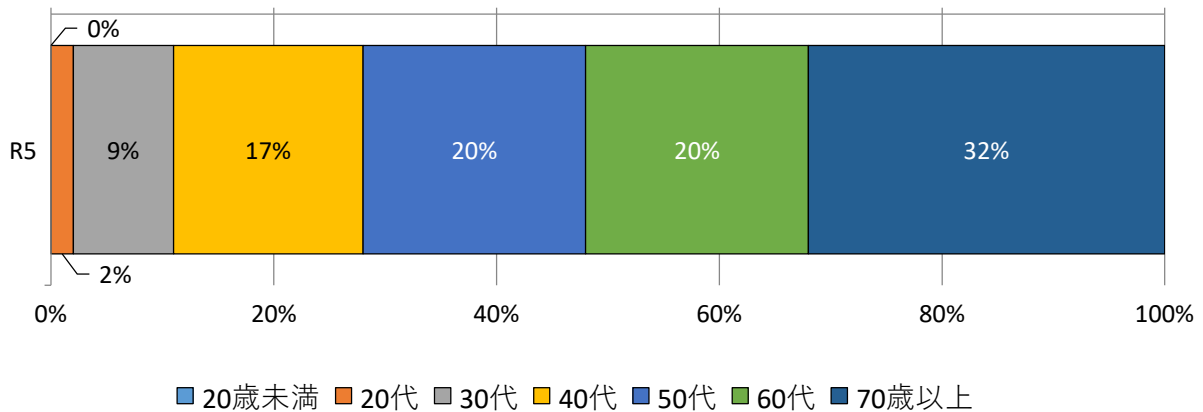
回答率の百分率は少数第 1 位を四捨五入し，整数で表示しているため，回答率の合計が 100%にならない場合があります。

回答者のプロフィール

年齢層

【質問 1】

年齢（年代）を教えてください。



居住区域

【質問 2】

あなたのお住まい（町内会の除雪連絡協議会）はどちらの地区ですか？

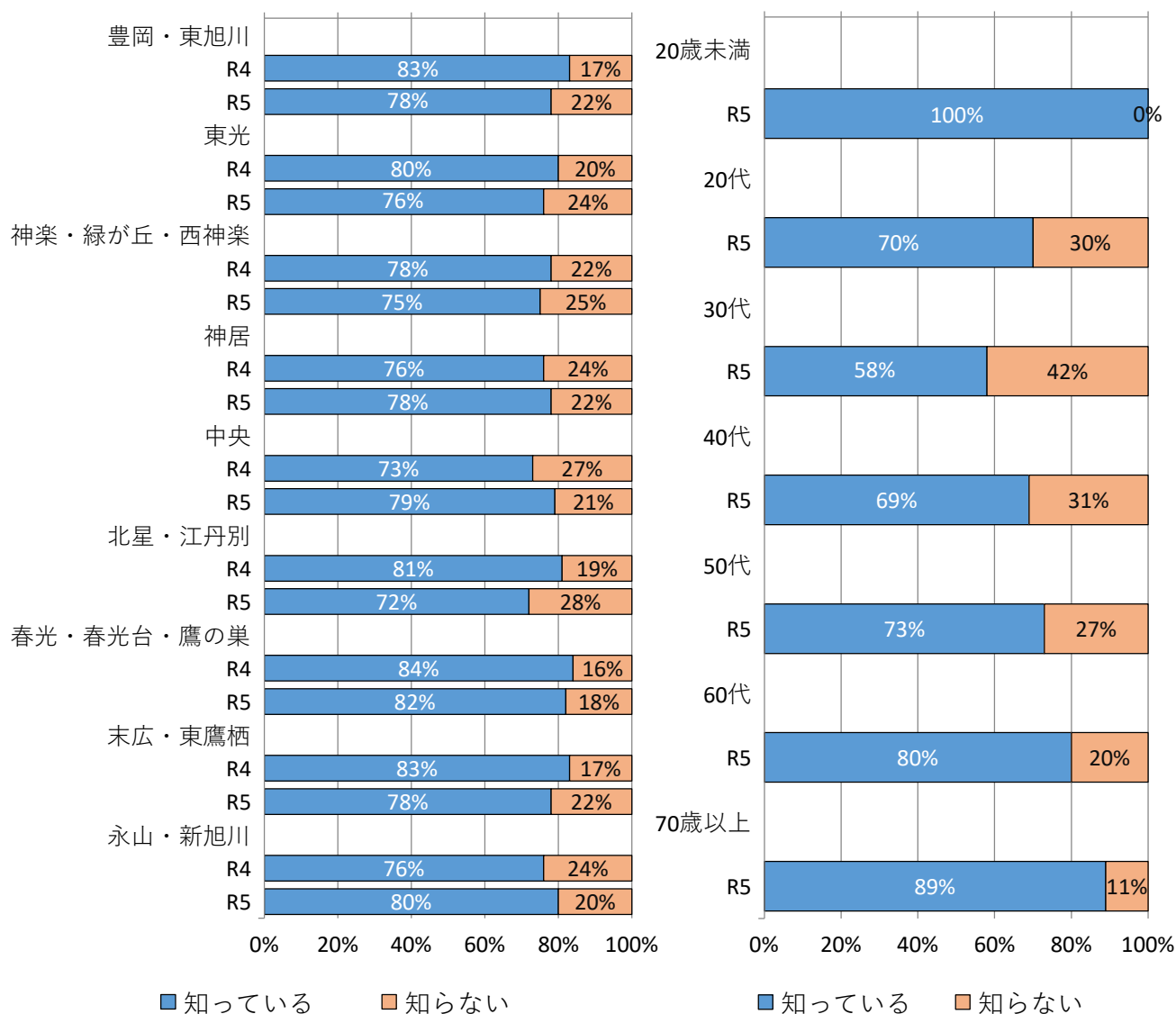
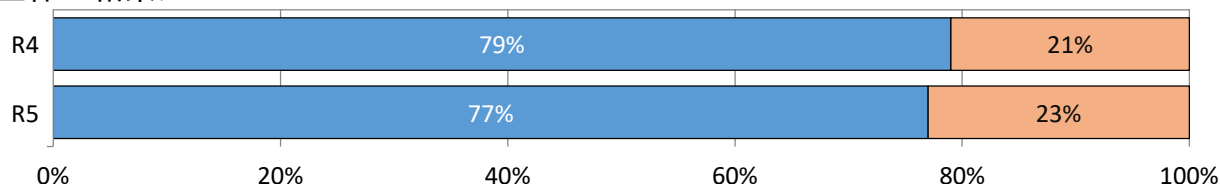
地 区 名	有効回答数	割合
豊岡・東旭川	234	12%
東光	311	15%
神楽・緑が丘・西神楽	291	14%
神居	172	9%
中央	178	9%
北星・江丹別	209	10%
春光・春光台・鷹の巣	167	8%
末広・東鷹栖	195	10%
永山・新旭川	260	13%
合計	2,017	100%

旭川市の除排雪について

【質問 3】

旭川市では、幹線道路と生活道路とに大別して、それぞれの役割に応じた水準で、除排雪に取り組んでいます。このことをご存じですか？

<全体の結果>



令和4年度調査、令和5年度調査共におよそ8割の方が、「知っている」と回答し、除排雪の方法や水準が一定程度認知されていることが分かりました。

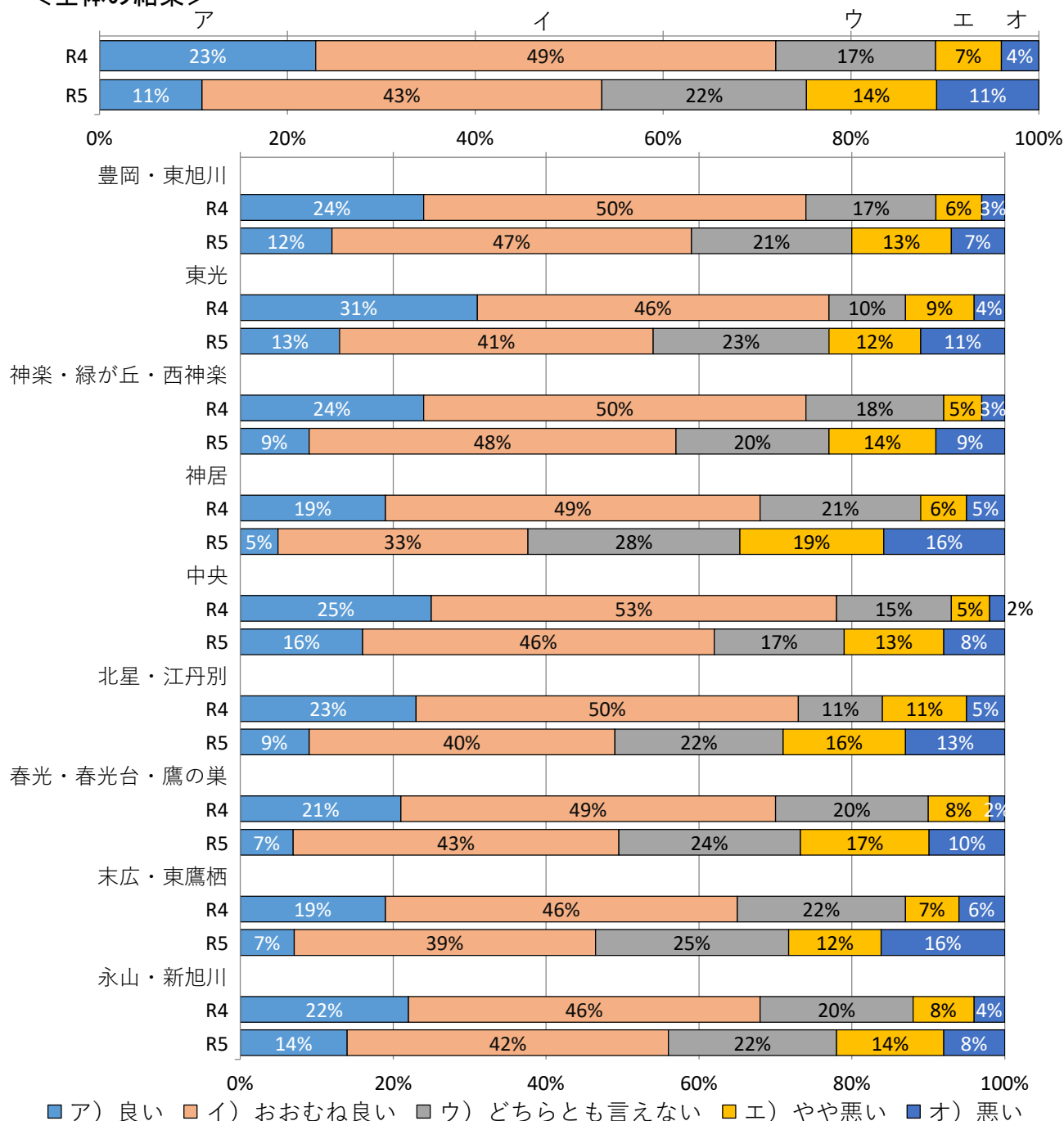
年代別では、「20代」「30代」「40代」の3つの年代で「知っている」との回答が7割以下となっており、他の世代に比べて認知度がやや低い結果となりました。

旭川市の除排雪について

【質問 4】

お住まいの地区の「幹線道路」の車の走りやすさは、例年と比べてどう思いますか？

＜全体の結果＞



「ア）良い」「イ）おおむね良い」の回答が54%となり、幹線道路の車の走りやすさは、やや高い評価を受けています。

地区別では、「中央」地区で「ア）良い」「イ）おおむね良い」の回答が6割を超える一方で「神居」地区では4割を下回りました。

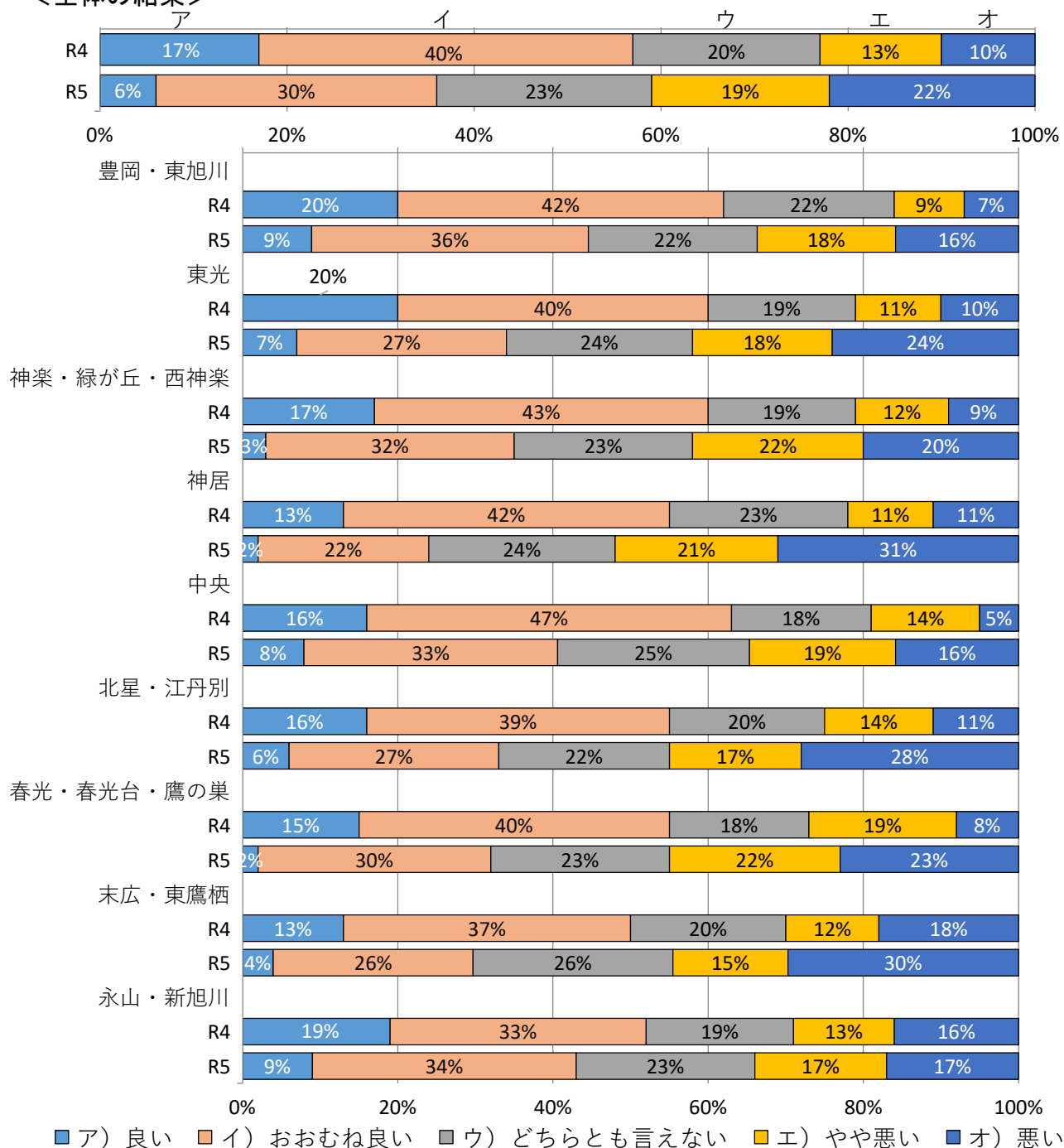
令和4年度調査と比較すると、全ての地区で評価が下がりました。

旭川市の除排雪について

【質問 5】

お住まいの地区の「生活道路」の車の走りやすさは、例年と比べてどう思いますか？

<全体の結果>



「ア) 良い」「イ) おおむね良い」の回答が36%、「オ) 悪い」「エ) やや悪い」との回答が41%となり、歩道の生活道路の車の走りやすさはやや低い評価を受けています。

地区別では、「豊岡・東旭川」「中央」「永山・新旭川」の3地区で「ア) 良い」「イ) おおむね良い」との回答が4割を超える一方で、「神居」地区では、「オ) 悪い」「エ) やや悪い」との回答が5割を超える結果となりました。

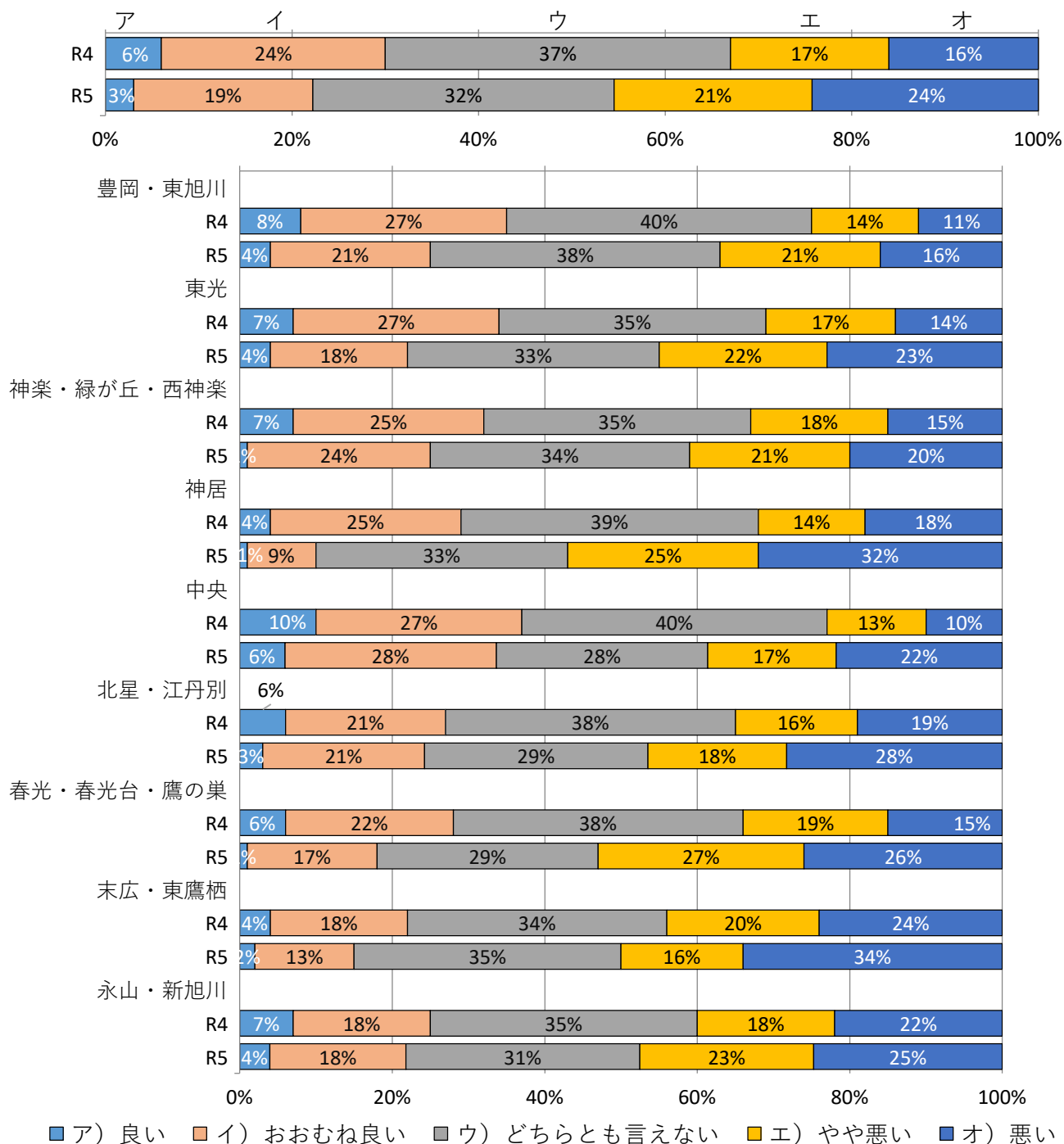
令和4年度調査と比較すると、全ての地区で評価が下がりました。

旭川市の除排雪について

【質問 6】

お住まいの地区の「歩道」の歩きやすさは、例年と比べてどう思いますか？

＜全体の結果＞



「ア) 良い」「イ) おおむね良い」の回答が22%、「オ) 悪い」「エ) やや悪い」との回答が45%となり、歩道の歩きやすさはやや低い評価を受けています。

地区別では、「神居」「春光・春光台・鷹の巣」「末広・東鷹栖」の3地区では「オ) 悪い」「エ) やや悪い」との回答が5割以上となっています。

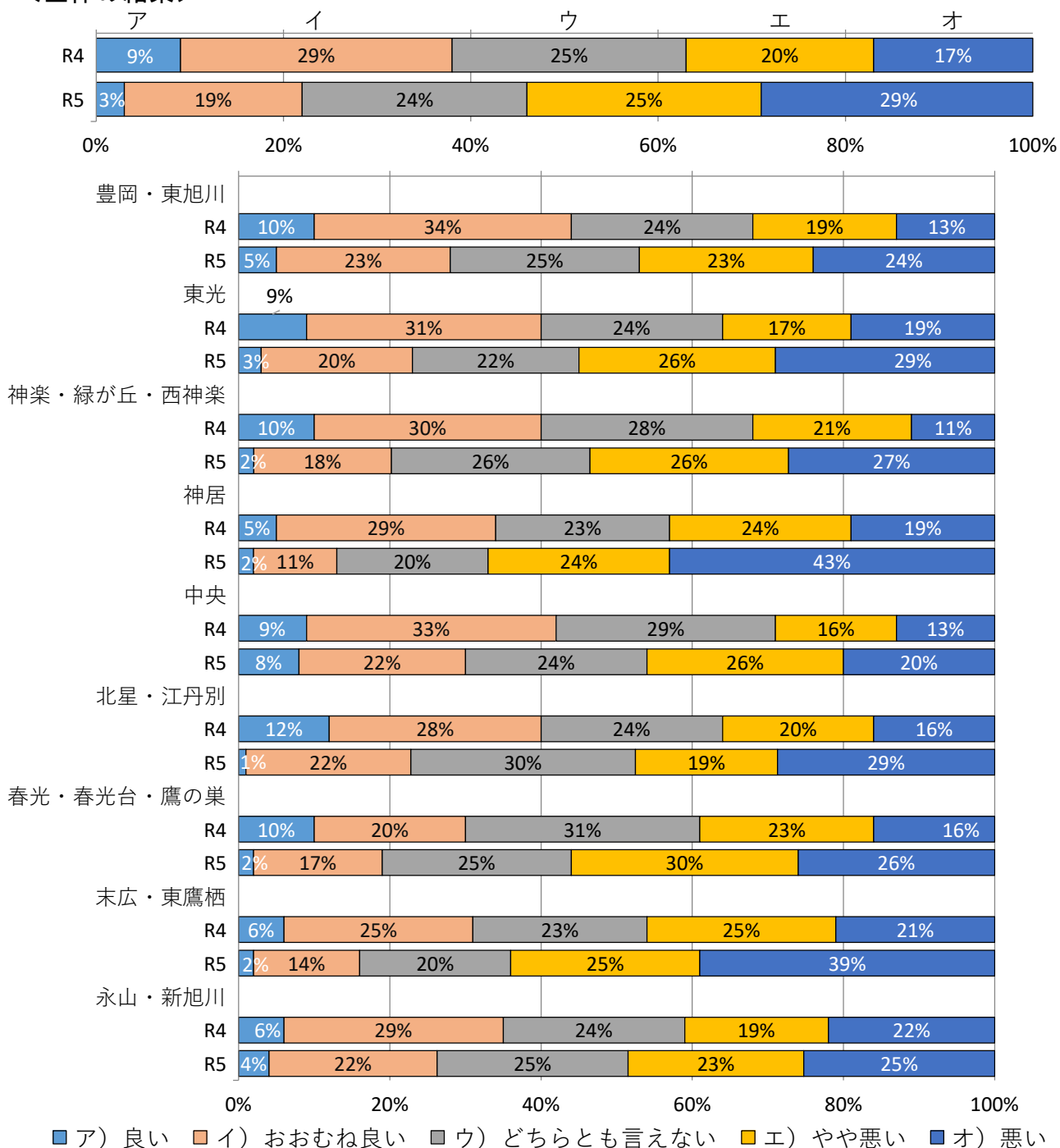
令和4年度調査と比較すると、全ての地区で評価が下がりました。

旭川市の除排雪について

【質問 7】

お住まいの地区の「交差点の見通し」について、例年と比べてどう思いますか？

<全体の結果>



「ア) 良い」「イ) おおむね良い」との回答が22%, 「オ) 悪い」「エ) やや悪い」との回答が54%となり、交差点の見通しは低い評価を受けています。

地区別では、「ア) 良い」「イ) おおむね良い」との回答が、「中央」地区で3割となっている一方、「オ) 悪い」「エ) やや悪い」との回答は、「神居」「末広・東鷹栖」の2地区で6割を超えています。

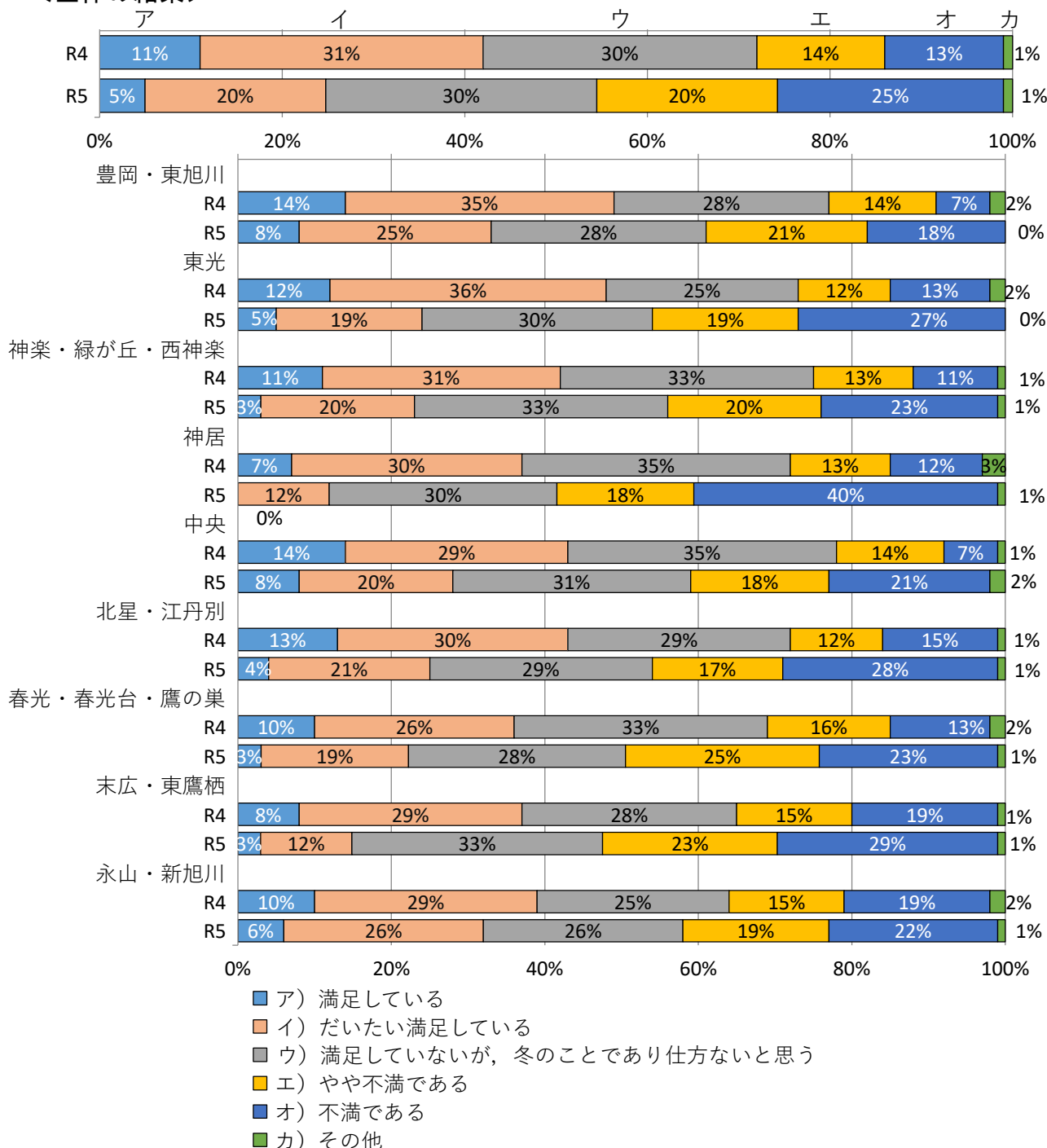
令和4年度調査と比較すると、全ての地区で評価が下がりました。

旭川市の除排雪について

【質問 8】

お住まいの地区の除雪状況を総合的に見て、例年と比べてどう思いますか？

<全体の結果>



「ア) 満足している」「イ) だいたい満足している」との回答が25%、「オ) 不満である」「エ) やや不満である」との回答は45%でした。

地区別では、「ア) 満足している」「イ) だいたい満足している」との回答が、「神居」「末広・東鷹栖」の2地区で1割台にとどまり、「オ) 不満である」「エ) やや不満である」との回答が、「神居」「末広・東鷹栖」の2地区で5割を超える結果となっています。

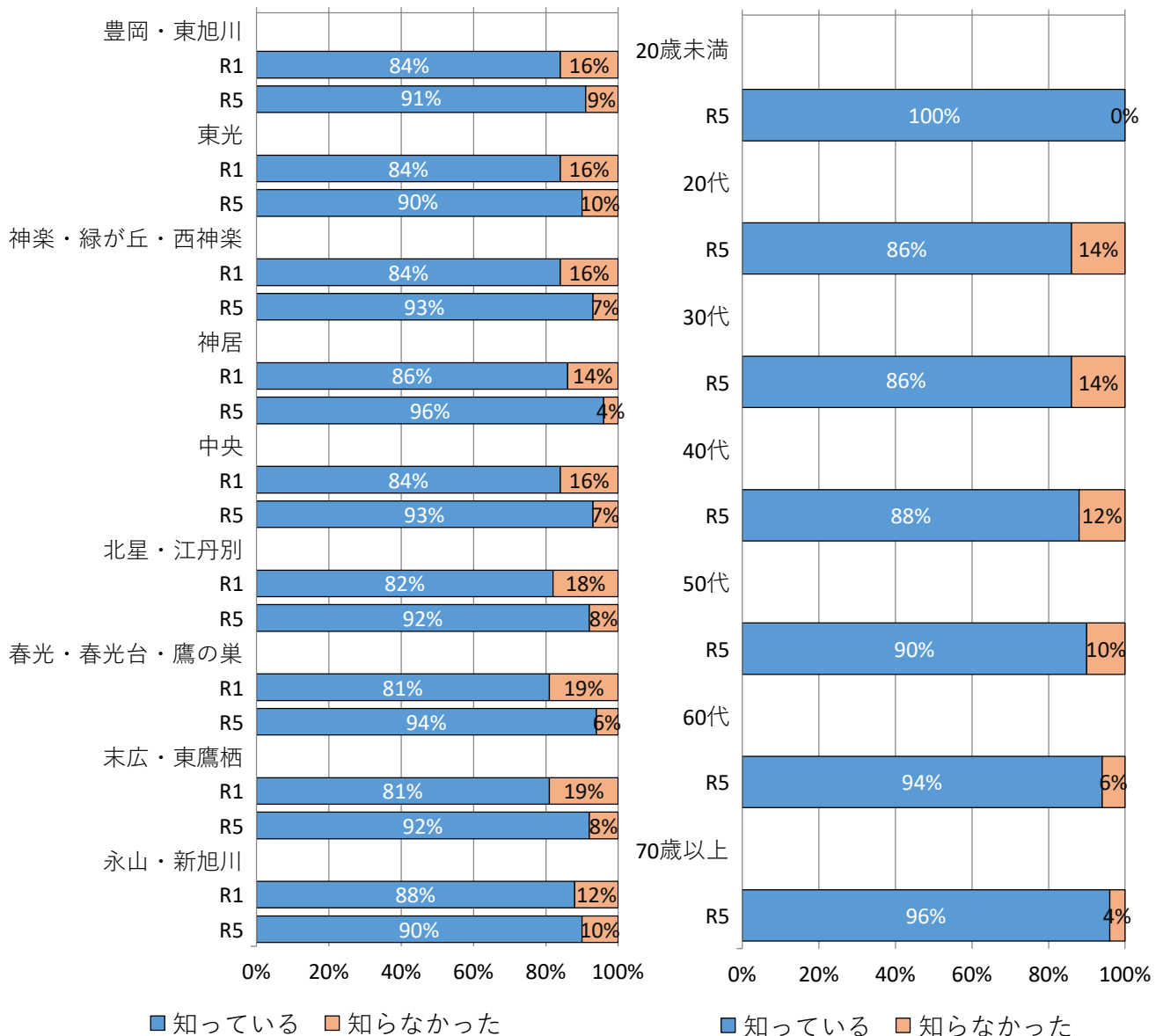
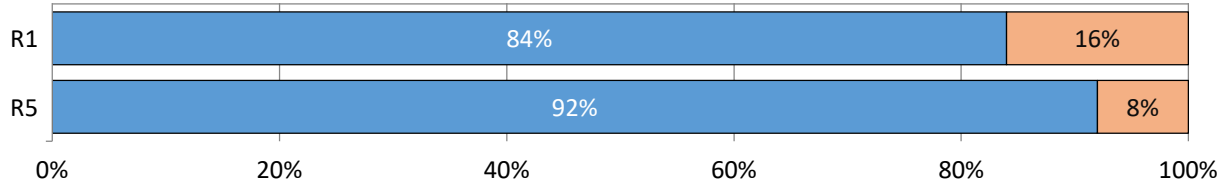
令和4年度調査と比較すると、全ての地区で評価が下がりました。

除排雪のマナーについて

【質問 9】

道路への「雪出し」は、道路法や道路交通法という法律で禁じられていることをご存じですか？

<全体の結果>



92%の方が法律で禁じられていることを知っており、令和元年度調査より認知度は向上しています。

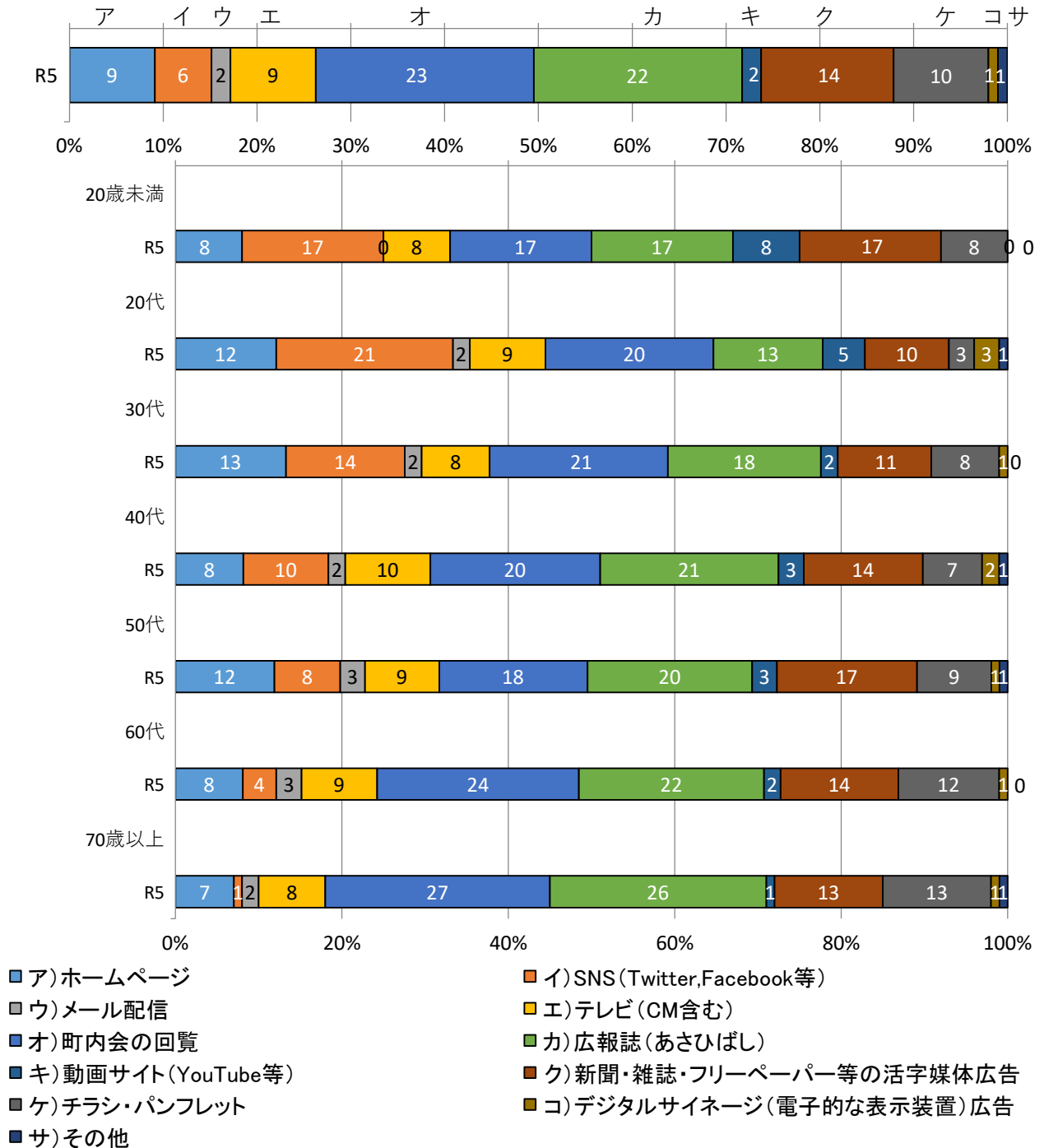
年代別では「20代」「30代」「40代」の3つの年代で「知っている」との回答が9割を下回っており、認知度がやや低いことが分かりました。

除排雪のマナーについて

【質問 10】

除雪ルールやマナーの遵守などを含む雪対策の情報提供についてどのような情報媒体を希望しますか？当てはまるものを3つまで選んでください。(%)

＜全体の結果＞



「オ) 町内会の回覧」が23%、「カ) 広報誌 (あさひばし)」が22%とこれまで取り組んでいる情報媒体による情報提供が引き続き望まれていることが分かりました。

年代別では、「20歳未満」「20代」の2つの年代で「イ) SNS (Twitter, Facebook等)」の割合が最も多いなど年代別で希望する情報媒体に差があることが分かりました。

これからの旭川の除排雪について

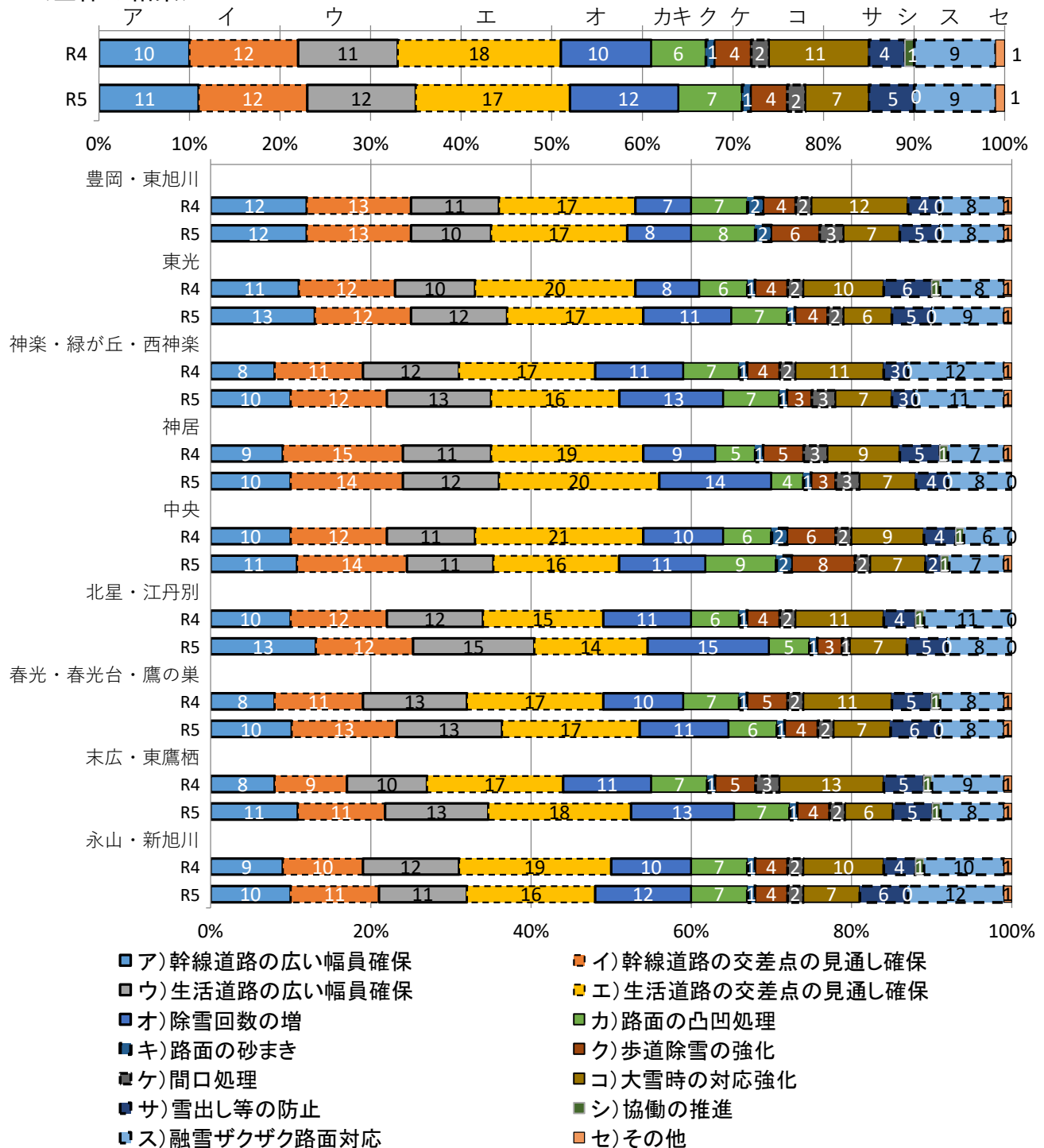
【質問 1 1】

これからの除排雪においては、どのようなことを優先していきべきだと思いますか？

当てはまるものを3つまで選んでください。

(%)

＜全体の結果＞



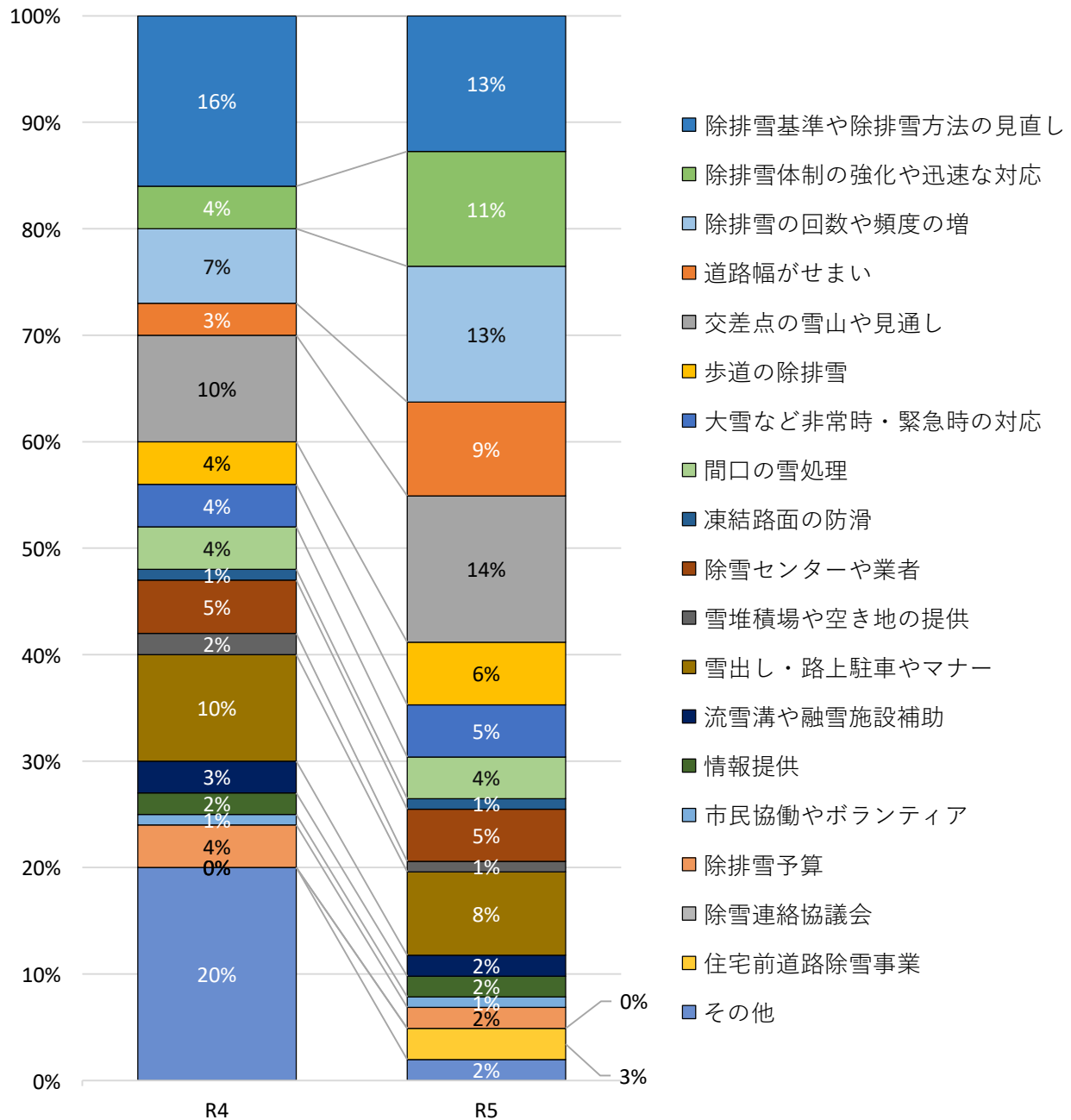
「イ、エ）交差点の見通し確保」との回答が最も多く、引続き今後の重要課題として、検討しなければなりません。次いで「ア、ウ）幅員確保」，「オ）除雪回数の増」となっています。

「ス）融雪ザクザク路面对応」も多く、市民生活に直接影響する除排雪の作業に関することを最優先とするよう求められています。

全体を通して

【質問 1 2】

除排雪や雪対策など全般について、皆様のご意見などがありましたらお聞かせください。



自由意見では様々な意見がありました。令和4年度調査では「除排雪基準や除排雪方法の見直し」として、出勤判断及び作業タイミングや圧雪管理及びザクザク路面の対応などについての意見が多くあったのに対し、令和5年度調査では「交差点の雪山や見通し」として、交差点の排雪強化について多くの意見をいただきました。

また、「除排雪基準や除排雪方法の見直し」「除排雪の回数や頻度の増」についての意見も多くありました。

旭川市雪対策基本条例

が施行されました

どうして条例ができたの？

道路の除排雪など雪対策は、快適な市民生活や円滑な経済活動に欠かせないものです。しかし近年では、急な暖気など気象状況の変化への対応や、道路への雪出しによる道路状況の悪化など、雪対策について多くの課題があります。

そこで、市の責務、市民・事業者の役割を明らかにし、協働して雪対策に取り組むため、条例を制定しました。

雪対策基本
条例の詳細



どんな条例なの？

市の責務

- ・雪対策に関する**基本的な計画**を策定し、施策を総合的かつ計画的に実施します。
- ・施策の実施に当たっては、市民、事業者等に**周知**を図り、協力を得るよう努めます。
- ・地域除雪活動への**適切な支援**に努めます。
- ・雪処理のルールへの浸透及びマナーの向上を図るため、**啓発活動を推進**します。



市民と事業者の役割

- ・敷地内の雪は、**自らの責任と負担で処理**することが基本原則です。雪処理のルールとマナーを守るよう努めましょう。
- ・地域除雪活動に積極的に参加するなど、地域の雪対策の課題に対して**互いに協力、助け合う**よう努めましょう。
- ・市、国及び北海道が実施する**施策に協力**するよう努めましょう。



遵守事項

①守らなければならないこと【義務】

- ・敷地内の雪をみだりに**道路に出してはいけません**。
- ・河川や水路等への**投雪**により、**流水に支障を及ぼしてはいけません**。

②守るよう努めなければならないこと【努力義務】

- ・路上駐車の際は、違法駐車等に該当しない場合であっても、**除排雪作業の支障**とならないよう努めなければなりません。
- など



指導及び勧告

- ・市長は、遵守事項①が守られないことにより道路交通又は河川の流水に支障があるときは、**指導**をすることができます。
- ・市長は、指導を受けた者が指導に応じないときは、**勧告**することができます。

行政指導



冬の暮らしのルールやマナーについては裏面を確認してください

お問い合わせ先
雪対策課 ☎25-6225

あさひかわの冬のルールやマナーを守りましょう

敷地内の雪は道路に出してはいけません



- ・ 通行の妨げや事故の原因となり大変危険です。
- ・ 道路への雪出しは道路交通法、道路法で禁止されています。

河川等への投雪により、流水に支障を及ぼしてはいけません



北海道のHPより引用

- ・ 河川への投雪は河川法等で禁止されています。
- ・ 投雪により川が塞がれていると春先や暖気の時に雪が解けた水があふれるおそれがあります。
- ・ 投雪者や周辺にお住まいの方、子どもなどが河川に転落する危険があります。

道路交通又は河川の流水に著しく支障がある場合は**指導及び勧告**の対象となります

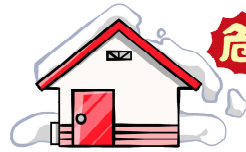
除排雪の支障となる路上駐車はやめましょう



- ・ 路上駐車があると除雪車が通れず除排雪ができません。
- ・ 長時間の路上駐車は法律で禁止されています。

雪の堆積スペースの確保や融雪槽の設置などの対策により、近隣の迷惑や道路・河川等の支障にならないよう努めましょう

- ・ 敷地内に雪の堆積場所を確保するなど雪処理に考慮しましょう。
- ・ 屋根の雪が、道路等に落雪すると大変危険ですので、雪止め等の設置や早めの雪下ろしなど落雪を防止しましょう。



危険

<< 除排雪作業を進めるにあたってのお願い >>



除雪車の通過後に玄関や車庫の前などに残った雪は、必要に応じて皆さんで処理をお願いします。



上がり石などの障害物を道路上に置かないでください

【旭川河川事務所からのお願い】

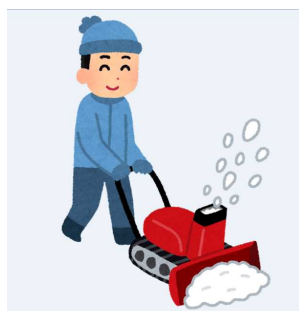
堤防に雪を押しつけないでください



堤防は、大雨などによる河川の増水に対して、住宅地等に増水した水が入らないようにしている河川構造物です。

毎年、降雪時には堤防に雪を押しつけているといった状況が多く見られます。雪の押しつけると、安全面に問題を生じさせます。

- ・機械等で堤防を傷つけてしまう
- ・排水路に雪や泥が詰まることで、水が溢れる
- ・雪解けが遅くなり、利用に支障をきたす 等



安全で住みよい環境維持のため、マナーを守った除雪をお願いいたします。
なお、巡視等で押しつけを確認した場合、河川事務所から個別に指導させていただきます。

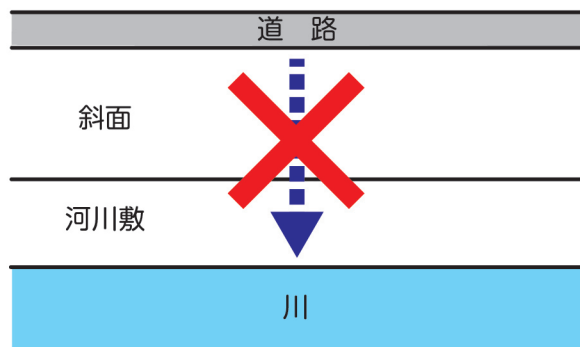
【連絡先】旭川河川事務所 0166-48-2131

川で遊ぶときは注意しましょう

冬編



**川に垂直に向かって
そりすべりで遊ぶことは危険です**



様々な条件が重なると川へ落ちる可能性が高まります。保護者監視のもと、安全対策を十分に行って河川敷を使用してください。



雪が積もると下の様子がわからなくなり危険です。



氷に乗ったり踏んで割るのは危険です。



国土交通省

北海道開発局 旭川開発建設部 旭川河川事務所 ☎0166-48-2131

【河川での事故・緊急連絡先】 119 番

回覧用

道路除雪の相談会

開催日時・会場
について
は裏面をご覧ください

除雪と排雪の違いって...？
宅地の雪を道路に出しては
いけないの...？



- ・ 除雪は道路の端に雪を「かき分ける作業」のこと、排雪は道路から雪を「運び出す作業」のことです。
- ・ 雪対策基本条例で宅地の雪を道路に出してはならないと規定されています。

・・・などなど 道路除雪にかかわる
「疑問」や「地域の課題」について、
お気軽にご相談ください。



お問い合わせ
旭川市土木部土木事業所
電話 36-2244

令和5年度 道路除雪の相談会日時・会場

地区名	日時	会場
中央	11月27日（月） 13:00～17:00	6条通10丁目 市役所第3庁舎地下 第2・第3会議室
神居		神居2条9丁目 神居公民館 中会議室 （神居支所内2F）
豊岡・東旭川	11月28日（火） 13:00～17:00	豊岡3条3丁目 東部まちづくりセンター 会議室
春光・春光台 ・鷹の巣		春光台3条5丁目 春光台地区センター内 除雪センター
東光	11月29日（水） 13:00～17:00	東光10条3丁目 東光公民館 第1・第2講座室
神楽・緑が丘 ・西神楽		神楽3条6丁目 神楽公民館 第3学習室 （神楽市民交流センター内2F）
北星・江丹別	11月30日（木） 13:00～17:00	北門町8丁目 北星公民館 講座室
末広・東鷹栖	12月1日（金） 13:00～17:00	末広1条2丁目 末広公民館 講座室
永山・新旭川		永山3条19丁目 永山公民館 中会議室 （永山市民交流センター内2F）